

はつかいち市

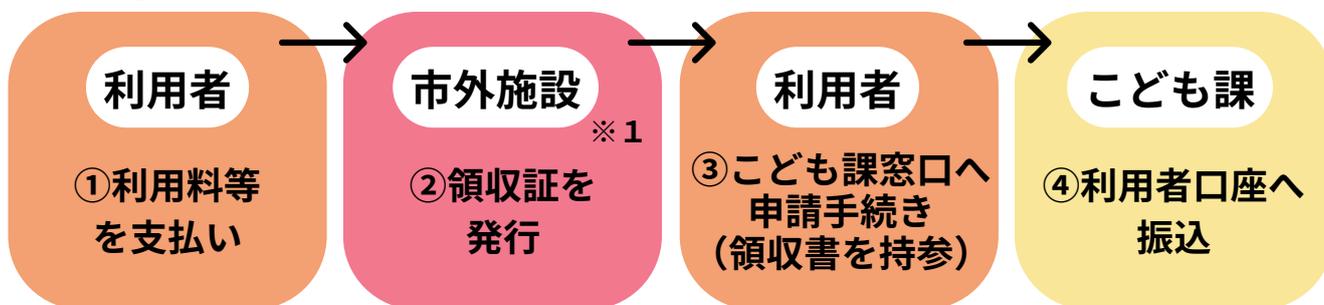
病児保育利用料が 無償化されます



病児保育利用者の経済的負担軽減のため、令和7年4月1日利用分から、年間登録料1,000円・1回の利用につき2,000円を上限として廿日市市が助成します。助成にあたり、市に対する手続きは不要です（市外施設利用の場合を除く。）。

注意事項

- 助成を受けるためには、利用日において施設を利用する児童（小学生まで）が、廿日市市に住民票があることが必要です。
 - 給食代やおやつ代など、各施設で定める病児保育利用料とは別に保護者が実費負担することとされている費用は、助成の対象外です。
 - 症状に変化があった場合には、医師に診察を求める場合があります。その場合、かかった費用はご負担いただくことになります。
- ~~~~~
- 市外施設利用の場合は助成の手続きが異なりますので、下記フロー図をご確認ください。



※1 児童福祉法に基づき、所在地自治体に対し届出を行っている事業所に限る

お問い合わせ先 廿日市市 こども課 保育係
0829-30-9154

